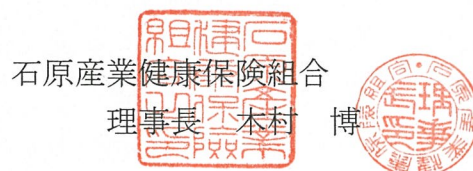


大阪 東京 四日市 草津 札幌 仙台 福岡 石労 四労
石原バイオサイエンス(株) 石原テクノ(株) 石原エンジニアリングパートナーズ(株)
石原酸素(株) 石原鉱産(株)

公告 843 号
令和 2 年 3 月 23 日

各事業主殿



規約変更に関する件

表記に関しまして、令和 2 年 3 月 2 日に開催された第 159 回組合会で提案した規約変更を近畿厚生局長へ認可申請し、規約変更が認可されましたので、次の通り公告いたします。

1. 第 8 章 保険給付

傷病手当金付加金

第 59 条 1 項

出産手当金付加金

第 60 条 1 項

新旧条文対照表をご参照お願いします。

添付資料

新旧条文対照表

附則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

但し、施行日前の療養にかかる傷病手当金付加金および出産手当金付加金の支給については、なお従前の例による。

以上

新旧条文対照表

第8章 保険給付

新	旧
(傷病手当金付加金) 第59条 被保険者（被保険者であった者を含む）が、法第99条又は法第104条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、<u>傷病手当金および事業主支給の生活補助金を合算して1日につき標準報酬日額の80％に満たない場合は、傷病手当金付加金で80％になるように支給する。但し、事業主の生活補助金が生給されない場合は、傷病手当金付加金を支給しない。</u> (略)	(傷病手当金付加金) 第59条 被保険者（被保険者であった者を含む）が、法第99条又は法第104条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、<u>その支給を受ける期間、傷病手当金付加金として1日につき被保険者の標準報酬日額の100分の13.3となる額を支給する。但し、支給開始1年経過後は100分の3.3を支給する。</u> (略)
(出産手当金付加金) 第60条 被保険者が、法第102条の規定により出産手当金の支給を受ける期間、<u>出産手当金および事業主支給の生活補助金を合算して1日につき標準報酬日額の80％に満たない場合は、出産手当金付加金で80％になるように支給する。但し、事業主の生活補助金が生給されない場合は、出産手当金付加金を支給しない。</u> (略)	(出産手当金付加金) 第60条 被保険者が、法第102条の規定により出産手当金の支給を受ける期間、<u>出産手当金付加金として1日につき被保険者の標準報酬日額の100分の13.3となる額を支給する。</u> (略)

附則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

但し、施行日前の療養にかかる傷病手当金付加金および出産手当金付加金の支給については、なお従前の例による。

